

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令について（概要）

令和 3 年 5 月
内閣府政策統括官（防災担当）

1. 改正の背景

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保等を図るため、広域にわたる避難住民等の受入れに関する協議手続の整備等の措置を講ずる「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）は、3月5日に閣議決定された後、国会の審議を経て4月28日に成立し、5月20日に施行されることとなった。改正法の施行に伴い、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正内容

（1）広域避難の協議等の規定に係る内閣府令で定める者について

- ①改正法により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に新設される規定において、市町村長は、災害が発生するおそれがある段階で、予想される災害の事態に照らし、他の市町村への居住者等の広域避難が必要と認めるとき、当該居住者等（以下「要避難者」という。）の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村長に対して協議できることとされている。その協議を受けた市町村長（以下「協議先市町村長」という。）が、当該要避難者を受け入れるべき避難場所を決定した場合、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知することとされているところ、内閣府令で定める者として、避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議先市町村長が必要と認める者を規定する改正を行う。
- ②改正法により、広域避難の居住者等の受入れについて、要避難者の受入れを求められた他の都道府県内の市町村長（以下「都道府県外協議先市町村長」という。）が当該要避難者を受け入れるべき避難場所を決定した場合、その内容を、当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知することとされているところ、内閣府令で定める者として、避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他都道府県外協議先市町村長が必要と認める者を規定する改正を行う。
- ③改正法により、協議先市町村長又は都道府県外協議先市町村長は、①又は②の決定内容を広域避難の協議を行った市町村長（以下「協議元市町村長」という。）等に通知しなければならないとされている。当該通知を受けた協議元市町村長は、その通知内容を公示し、内閣府令で定める者に通知することとされているところ、内閣府令で定める者として、現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者を規定する改正を行う。

（2）指定避難所の公示の内容について

現行の災害対策基本法の規定により、市町村長は、指定避難所を指定したときは、その旨を都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならないとされているところ、その公示内容を明確化するため、①指定一般避難所（指定避難所のうち指定福祉避難所を除くもの。）の場合はその名称及び所在地その他市町村長が必要と認める事項、②指定福祉避難所の場合は①の内容のほか、受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨、を公示するものとする改正を行う。

（3）その他所要の改正

3. 施行期日

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和3年5月20日）